

新まちづくり計画（H16～18）事業総括調書

施策体系コード	3-4-2	4-1-4	事業名	都市景観重要建築物等の保全事業
担当	市都市計画部地域計画課 荒井 瑠美子 (211-2545)			
全体計画（当初）				
事業内容	札幌市都市景観条例第31条に規定する助成の制度化により、指定重要建築物等の所有者等に対しその保存等のために技術的援助や保存等に要する経費の一部を助成するなど支援を行う。		＜年度別の事業内容＞	
			平成17年度 都市景観重要建築物等助成要綱等制定、助成等支援、指定物件の促進 平成18年度 助成等支援、指定物件促進	
事業内容（量・場所・規模等）	平成16年度事業内容（決算）		平成17年度事業内容（決算）	
			・景観上重要な建築物等の保存・活用を図り、個性豊かな街なみを形成するため、景観条例に基づき都市景観重要建築物等として平成16年度までに6件指定し、平成17年度は新たに5件指定した。 ・平成17年10月に助成要綱等を定め、3件の指定物件の所有者に対し、外観の保全に係る経費の一部助成を実施している。	
事業内容（量・場所・規模等）	平成18年度事業内容（決算）		評価（成果）	
	・都市景観重要建築物等として平成18年度に7件指定し、指定物件数は合計18件になる。 ・札幌の文化、歴史を物語る歴史的な建築物等の保存・活用を図るため、4件の指定物件の所有者等に対し、外観の保全に係る経費の一部助成を実施した。 ・景観法に基づく景観重要建造物の指定について検討すると共に、法の指定に向けて所有者等と協議を進める。		・都市景観重要建築物等の指定の促進が図られた。 ・保存等に関する所有者等の負担が軽減され、歴史的な建築物等の消失の抑制が考えられる。 ・保存・活用によって地域の個性を活かしたより良い街並み景観が創出される。	
		課題		
		・法に基づく指定物件（景観重要建造物）は、建築基準法上の制限緩和や税制緩和措置がある反面、増築や外観変更等を行う場合に許可を必要とするなど規制が強化されるため、所有者の合意が得られず、指定が進まないことが考えられる。 ・今後、法に基づく景観重要樹木の指定について新たに取り組む必要がある。		
19年度以降の方向性・事業の予定				
・助成制度のあり方を検討しながら、指定物件の促進や助成等の支援を図る。 ・景観法に基づく景観重要建造物の指定について条件等の内容を検討するとともに景観重要樹木の指定について調査研究を進める。 ・景観法の指定に向けて所有者等と協議を進める。				

新まちづくり計画 (H16 ~ 18) 事業総括調書 (単位:千円)

施策体系コード	3-4-2	4-1-4		事業名	都市景観重要建築物等の保全事業	
---------	-------	-------	--	-----	-----------------	--

事業費の推移

項目		16年度	17年度	18年度	計	進捗率(%)
計画	事業費	0	5,000	5,000	10,000	-
	財源内訳					
	国・道支出金				0	-
	市債				0	-
	その他				0	-
	一般財源	0	5,000	5,000	10,000	-
実績	事業費	0	4,287	4,292	8,579	85.8
	財源内訳					
	国・道支出金	0	0	0	0	-
	市債	0	0	0	0	-
	その他	0	0	0	0	-
	一般財源	0	4,287	4,292	8,579	-

計画との差異(予算・事業内容・規模・時期等)

[全体][16年度][17年度][18年度]
なし

主な施設、サービス等の整備水準

項目	15年度末 (現状)	16年度末 (実績)	17年度末 (実績)	18年度末 (実績)	18年度末 (目標)

関連予算事業内訳

予算事業名(小事業名)	経・臨 臨時	枠内外 枠外	16年度	17年度	18年度	計
都市景観重要建築物等保全事業費				4,287	4,292	8,579
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
計			0	4,287	4,292	8,579